# 青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成三十年条例第三号)の一部改正【第十四条関係】

# 新旧対照表

改正後

改正前

(必要な医療の提供が困難な場合等の措 置等)

第二十条 介護医療院の医師は、入所者の 病状からみて当該介護医療院において自 ら必要な医療を提供することが困難であ るときは、協力医療機関その他適当な病 院若しくは診療所への入院のための措置 を講じ、又は他の医師の対診を求める等 診療について適切な措置を講じなければ ならない。

 $2 \sim 4$  [略]

(管理者による管理)

当該介護医療院の職務に従事する常勤の 者でなければならない。ただし、当該介 護医療院の管理上支障のない場合は、\_\_\_\_\_他の事業所若しくは施設 等又はサテライト型特定施設(指定地域 密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準(平成十八年厚生労働 省令第三十四号)第百十条第四項に規定 するサテライト型特定施設をいう。)若 しくはサテライト型居住施設(同令第百 三十一条第四項に規定するサテライト型

第二十七条 介護医療院の管理者は、専ら

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第二十条 介護医療院の医師は、入所者の 病状からみて当該介護医療院において自 ら必要な医療を提供することが困難であ るときは、協力病院 その他適当な病 院若しくは診療所への入院のための措置 を講じ、又は他の医師の対診を求める等 診療について適切な措置を講じなければ ならない。

 $2 \sim 4$  [略]

(管理者による管理)

第二十七条 介護医療院の管理者は、専ら 当該介護医療院の職務に従事する常勤の 者でなければならない。ただし、当該介 護医療院の管理上支障のない場合は、同 一敷地内にある他の事業所若しくは施設 等又はサテライト型特定施設(指定地域 密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準(平成十八年厚生労働 省令第三十四号)第百十条第四項に規定 するサテライト型特定施設をいう。)若 しくはサテライト型居住施設(同令第百 三十一条第四項に規定するサテライト型

#### 改正後

居住施設をいう。) の職務に従事することができるものとする。

# (衛生管理等)

#### 第三十四条 「略]

- 2 介護医療院の開設者は、当該介護医療 院において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措 置を講じなければならない。
  - 一 感染症<u>及び</u>食中毒の予防及びまん延 の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うこ とができるものとする。)をおおむね 三月に一回以上開催するとともに、そ の結果について、介護職員その他の従 業者に対し周知徹底すること。
  - 二 感染症<u>及び</u>食中毒の予防及びまん延 の防止のための指針を整備すること。

三・四 [略]

3 「略]

#### (協力医療機関等)

第三十五条 介護医療院の開設者は、入所 者の病状の急変等に備えるため、あらか じめ、次の各号に掲げる要件を満たす協 力医療機関(第三号の要件を満たす協力 医療機関にあっては、病院に限る。)を 定めておかなければならない。ただし、

#### 改正前

居住施設をいう。) の職務に従事することができるものとする。

# (衛生管理等)

## 第三十四条 「略]

- 2 介護医療院の開設者は、当該介護医療 院において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措 置を講じなければならない。
  - 一 感染症**又は**食中毒の予防及びまん延 の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うこ とができるものとする。)をおおむね 三月に一回以上開催するとともに、そ の結果について、介護職員その他の従 業者に対し周知徹底すること。
  - 二 感染症<u>又は</u>食中毒の予防及びまん延 の防止のための指針を整備すること。

三・四 [略]

3 「略]

## (協力病院等))

第三十五条 介護医療院の開設者は、入所 者の病状の急変等に備えるため、あらか じめ、協力病院を定めておかなければな らない。

令 和 6 年 3 月 8 日 民生環境常任委員会資料 福 祉 部

改正後	改正前
複数の医療機関を協力医療機関として定	
<u>めることにより当該各号の要件を満たす</u>	
<u>こととすることができる。</u>	
<u>ー</u> 入所者の病状が急変した場合等にお	
<u>いて、医師又は看護職員が相談対応を</u>	
行う体制を常時確保していること。	
<u>二</u> <u>当該介護医療院の開設者からの診療</u>	
<u>の求めがあった場合において、診療を</u>	
行う体制を常時確保していること。	
三 入所者の病状が急変した場合等にお	
いて、当該介護医療院の医師又は協力	
医療機関その他の医療機関の医師が診	
<u>療を行い、入院を要すると認められた</u>	
<u>入所者の入院を原則として受け入れる</u>	
体制を確保していること。	
2 介護医療院の開設者は、一年に一回以	[追加]
上、協力医療機関との間で、入所者の病	
状が急変した場合等の対応を確認すると	
ともに、協力医療機関の名称等を市長に	
届け出なければならない。	
3 介護医療院の開設者は、感染症の予防	[追加]
及び感染症の患者に対する医療に関する	
<u>法律(平成十年法律第百十四号)第六条</u>	
第十七項に規定する第二種協定指定医療	
機関(次項において「第二種協定指定医	
療機関」という。)との間で、新興感染	
症(同条第七項に規定する新型インフル	
エンザ等感染症、同条第八項に規定する	
指定感染症又は同条第九項に規定する新	

改正後	改正前
<u>感染症をいう。次項において同じ。)の</u>	
<u>発生時等の対応を取り決めるよう努めな</u>	
<u>ければならない。</u>	
4 介護医療院の開設者は、協力医療機関	[追加]
が第二種協定指定医療機関である場合に	
おいては、当該第二種協定指定医療機関	
との間で、新興感染症の発生時等の対応	
について協議を行わなければならない。	
5 介護医療院の開設者は、入所者が協力	[追加]
医療機関その他の医療機関に入院した後	
に、当該入所者の病状が軽快し、退院が	
可能となった場合においては、再び当該	
<u>介護医療院に速やかに入所させることが</u>	
<u>できるよう努めなければならない。</u>	
<u>6</u> [略]	<u>2</u> [略]
(掲示)	(掲示)
第三十六条 介護医療院の開設者は、当該	第三十六条 介護医療院の開設者は、当該
介護医療院の見やすい場所に、運営規程	介護医療院の見やすい場所に、運営規程
の概要、従業者の勤務体制、 <u>協力医療機</u>	の概要、従業者の勤務体制、 <u>協力病院等</u>
<b>関</b> 、利用料その他のサービスの選択に資	、利用料その他のサービスの選択に資
すると認められる重要事項 <u>(以下この条</u>	すると認められる重要事項
<u>において単に「重要事項」という。)</u> を掲	を掲
示しなければならない。	示しなければならない。
2 介護医療院の開設者は、重要事項	2 介護医療院の開設者は、 <u>前項に規定す</u>
を記載した書面を当該介護医療院	<b>る事項</b> を記載した書面を当該介護医療院
に備え付け、かつ、これをいつでも関係	に備え付け、かつ、これをいつでも関係
者に自由に閲覧させることにより、 <u>前項</u>	者に自由に閲覧させることにより、 <u>同項</u>

改正後	改正前
の規定による掲示に代えることができる。  3 介護医療院の開設者は、原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	の規定による掲示に代えることができる。 [追加]
(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置) 第四十一条の三 介護医療院の開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の	[追加]
負担軽減に資する方策を検討するための 委員会(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。)を定期的 に開催しなければならない。	
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第五十三条 [略]	第五十三条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユ	[追加]
ニット型施設の管理等に係る研修を受講	
<u>するよう努めなければならない。</u>	
6 [略]	5 [略]